

ワールドカップ



サッカーのワールドカップがアルゼンチンの優勝で幕を閉じました。残念ながら日本がベスト8となることはできませんでしたが、世界中にインパクトを残すことができたと思います。

日本戦と決勝戦については最初から最後まで観戦しましたが、その分、寝不足で翌日の仕事に響きました。特に決勝トーナメントは引き分けがなく、延長戦とPK戦もあったため、想像していた時間よりもだいぶ夜更かしすることとなってしまいました。

サッカーに限らず国際的なスポーツが海外で開催されると時差に悩まされますが、今後も体力の許す限り応援を続けていきたいと思っています。

裁判所からのお仕事

裁判所から連絡がきて、破産管財人や相続財産管理人、後見人等を引き受けてくれないかと打診されることがあります。

その際、対象者と利害関係がないかどうか確認されます。利害関係があると残念ながら引き受けることはできません。

なお、私は、破産会社の運営するお店をよく利用していたという理由で裁判所からの打診を辞退したことがあります。

建物明渡しの断行

賃借人の家賃滞納が続いた場合、訴訟を行います。そして、退去と未払賃料に関する判決を取り、建物明渡しの強制執行をすることになります。

判決を取った段階で夜逃げしてしまうようなケースもありますが、基本的に任意に退去してもらうことは期待できません。

そこで、建物明渡しの強制執行をしなければならないのですが、申立後、まずは、執行官と一緒に滞納者のもとに出向き、1か月以内に退去しないと強制的に室内の荷物を運び出すよという内容の催告を行います。

それでも退去しない場合、強制退去の手続となり、これを明渡しの断行といいます。

鍵屋や引越業者を手配しなければならず、そのための費用を裁判所に予納しなければならないので、けっこうな出費となります。滞納者からは回収できない可能性が高いですが、次の入居者に貸し出して利益を上げることができるようになったと割り切るしかありません。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設